

よ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 鄭国枢 人伴一十二名
 在船都通事一員 林家椿 人伴四名
 在船使者二員 向天禧 人伴八名
 豊美祐
 在船通事一員 紅之謨 人伴四名
 管船火長・直庫二名 蔡濂 慶永全
 水梢共

右の執照は在船通事紅之謨等に付し、此れを准けしむ

乾隆五十九年（一七九四）

2-82-17

世孫尚温の、返還する商船への執照

（乾隆五十九《一七九四》）

琉球国中山王世孫尚（温）、雇募の商船の員役を送還し、本国に船隻を駕回せしめる事の為にす。

切照するに、本国の頭号貢船の員役人等八十四名、事竣りて回棹するに、乾隆五十九年六月初一日駛して五虎門の外洋に至り、南汶沙汕地面に衝擱し、被水して淹溺す。叨かたじけなくも憲恩を蒙り、仰ぎて皇上の浩仁を体す。員に委して拯救して館駅に安挿し、優加撫恤し、銀両を給發し商船を雇募し、其の員役を將て本国に駕

回せしむ。此れが為に特に都通事蔡世彦を遣わし、水梢共に三十員名を帶領し、本船に坐駕し入閩送還せしむ。但た海上の行船の往来は、専ら印信執照を以て憑と為し通行す。

今、差去せる員役、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留し便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第一百五十二号の半印勘合執照一道を給發し、都通事蔡世彦等に付し収執して前去せしむ。凡そ所の閩津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 蔡世彦 人伴五名
 管船直庫一名
 水梢共

右の執照は都通事蔡世彦等に付し、此れを准けしむ

乾隆五十九年（一七九四）

2-82-18

国王尚温より福建布政使司あて、朝鮮国難人を解送するむねの咨（乾隆五十九《一七九四》、三、一二）

琉球国中山王尚（温）、難人を解送する事の為にす。